

岩手県告示第657号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和7年11月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 公共測量を実施する地域 盛岡市永井地内
- (2) 公共測量を実施する期間 令和7年10月24日から令和8年2月25日まで
- (3) 実施する公共測量の種類 基準点測量
- 2 (1) 公共測量を実施する地域 花巻市石鳥谷町上口及び同市好地地内
- (2) 公共測量を実施する期間 令和7年10月27日から令和8年2月25日まで
- (3) 実施する公共測量の種類 基準点測量